

令和元年第5回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和元年9月9日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	小池武敏	税務課長	久原浩文
住民課長	千布一夫	保健福祉課長	坂本博樹
長寿社会課長	武富健	生活環境課長	片渕徹
水道課長	中村政文	農業振興課長	木下信博
産業創生課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
建設課長	喜多忠則	会計管理者	西山里美
学校教育課長	吉岡正博	生涯学習課長	川崎直
農業委員会事務局長	久原雅紀	代表監査委員	稲富健朗
白石創生推進専門監	木須英喜	保険専門監	小川善秋
下水管理専門監	稲富道広		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小 柳 八 束
議事係長	中 原 賢 一
議事係書記	緒 方 千鶴子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6番	前 田 弘次郎	7番	溝 口 誠
----	---------	----	-------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第5 報告第6号 只江川スポーツパークに関する報告について

日程第6 報告第7号 債権の放棄について

日程第7 報告第8号 平成30年度白石町一般会計継続費の精算報告について

日程第8 報告第9号 住ノ江漁港水産生産基盤整備事業既設構造物撤去工事請負契約の変更について

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

議会を開会する前に議会を代表し一言申し上げます。

8月末の豪雨災害では、武雄市で犠牲者も出ました。亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、町内はもとより、近隣市町で被災された皆様に心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興を願うものです。

また、災害対応に御尽力いただいた消防団、排水機場関係者、広域消防、警察、自衛隊ほか関係機関の皆様方、関係各位に対し、衷心よりお礼申し上げます。

白石町議会といたしましても、災害の復旧及び今後の防災・減災対策については、執行部と力を合わせ、最善を尽くしてまいる所存でございます。

それでは、会議を開きます。

全員起立。

一同、礼。

おはようございます。

着席。

ただいまから令和元年第5回白石町議会9月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。町が推進している省エネルギー対策推進のため、白石町議会

も夏のエコスタイルとして、議員申し合わせにより、6月議会同様、今会期中、議員は議場入退場時は上着を着用するが、ネクタイは着用しない。会議中は、暑い方は上着を脱いでもよいことにしています。なお、執行部も同様とします。暑い方は上着をおとりください。

諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査の報告書も配付していますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

また、町長から佐賀西部広域水道企業団議会の報告があります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、前田弘次郎議員、溝口誠議員の兩名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月30日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しております会期日程（案）のとおり本日から9月20日までの12日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から9月20日までの12日間に決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されております。これは皆様に配付しております一覧表のとおりです。決算の認定6件、条例6件、財産に関すること3件、補正予算3件、以上18件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

その中で、町長から8月末の豪雨に関して報告したい旨の申し出がっておりますので、これを許可します。

○田島健一町長

皆さん、おはようございます。

町長提案理由説明の前に、今回の豪雨による被災状況等につきまして御報告を申し上げます、あわせて今後の対応につきましても申し上げたいというふうに思います。

まずもって、この豪雨により亡くなられた方に御冥福をお祈りするとともに、町内外において被災された皆さん方に心よりお見舞いを申し上げます。

まず、豪雨の状況について報告いたします。

白石町におきましては、8月19日から29日までの毎日連続11日間において降雨がございまして、その累計雨量は596ミリでありました。特に秋雨前線に伴う線状降水帯の発生による豪雨となった27日の深夜2時20分から降り始めから28日14時50分までは連続して雨が降りました。そして、1日の降水量としては、28日だけで299.5ミリでございました。この量は、気象庁の白石観測所、白石小学校にあるわけでございますけれども、ここにおいて観測史上第3位、8月だけを見ますと第1位という雨量でございました。さらに、28日の中で朝方3時40分から4時40分までの1時間においては、テレビ等でも報道されましたけれども、観測史上第1位となる109.5ミリの降雨がございました。ちなみに、これまでの第1位は平成8年8月20日の80ミリでございました。また、この1時間の中で4時10分から20分の間の10分間で22ミリという最も激しい降雨がありました。これも観測史上第1位であります。さらに、この時間帯を含む3時から6時までの3時間においては244.5ミリという降雨でございまして、これは、先ほど申しましたこれまでの1時間降雨量の第1位であった80ミリを3時間連続するよりも多い量でございまして、いかに短時間に激しい降雨であったかがわかっておもうかと思えます。短時間内でこのような雨の降り方でありましたので、町内においての状況ですが、あっという間に河川、水路は増水し、田畑、宅地、道路などは浸水、冠水したところでございます。

そこで、气象台、国土交通省、武雄河川事務所、佐賀県が逐次気象警報、危険情報、警戒情報を発表されるのを受けまして、町といたしましても判断、対応をとってまいりました。27日の朝9時44分に、白石町においては大雨警報が発表されており、今夕も大雨が予想されるとのことでした。そこで、町といたしましては、16時55分に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、16時には町内3箇所に避難所を開設し、特に山間部にお住まいの方に避難を促したところでございます。20時55分には土砂災害警戒情報が発表され、21時5分には山間部の1,151世帯3,456名に対し、避難勧告を発令をいたしました。28日の4時27分には白石町を記録的短時間大雨情報が発表され、5時51分には大雨特別警報が発表されました。そこで、町は直ちに町内全世帯住民の方に対して避難勧告を発表をいたしました。このことから、6時55分に避難所をさらに4箇所追加して開設したところでございます。この日、避難所に避難された方は、ピーク時の9時時点で231名でありました。

次に、この豪雨による被害状況でございます。

まず、建物被害でございますが、土砂崩れに伴う住家の全壊1戸、非住家の全壊2棟、ほか4棟の半壊及び一部損壊となっております。また、9日、けさでございますけれども、8時30分までの報告によりますと、住家、非住家合わせまして、床上浸水が30戸棟、床下浸水が900戸棟となっております。公共施設といたしましては、まだ調

査中のものもございまして、詳細には把握できておりませんが、道路、特に林道また水路や公園など、数多くの被災箇所となっております。

被害状況を全体で見回しますと、崖地付近での土砂崩落による災害と、浸水、冠水による災害に大別されるわけですが、数値の多少から申し上げますと、後者の被害が多かったと言えるのではないかと思います。

そこで、今後白石町として、防災対応、治水対策に対してどのようなことに取り組んでいくのか、その考えについて申し上げます。

今回の豪雨では、先ほど報告いたしましたように、1時間での降水量を初め、複数の要素において観測史上第1位を更新しており、これまでの雨の降り方とは違っていたかと思われます。また、六角川上・中流部流域の武雄市や大町町では大きな被害も出ております。このようなことを鑑み、六角川流域全体としての治水対策、また特に低平地である本町におきましては、内水氾濫防止のために、既存の河川、土地改良事業で構築された地盤沈下対策水路等の見直し、改良が必要ではないかというふうに思われます。つきましては、国や県に対し、強く検討していただくよう要請してまいりたいと思います。

さらに、6日に発表されております局地激甚災害指定において、本町は指定されておきませんが、これにつきましても、関係機関や県選出の国会議員の先生方に対し強く働きかけをしてまいりたいというふうに思います。

それでは、令和元年第5回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第49号から議案第54号までの6件は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計及び水道事業会計の平成30年度決算の認定に関する議案でございます。この内容は、後もって会計管理者と担当課長が御説明いたします。

次に、条例案件が6件ございます。

議案第55号「白石町税条例の一部を改正する条例について」、議案第56号「白石町印鑑条例の一部を改正する条例について」、議案第57号「白石町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、関係法令等の改正に伴い、本町各条例の改正を行うものでございます。

議案第58号「白石町保育園設置条例の一部を改正する条例について」は、白石町立福富保育園、白石町立福田保育園及び白石町立有明わかば保護者の完全民営化に伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第59号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第60号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の改正に伴いまして、関係条例の改正を行うものでございます。

続きまして、財産に関する案件が3件ございます。

議案第61号及び議案第63号「財産の無償譲渡について」は、白石町立福富保育園、白石町立福田保育園及び白石町立有明わかば保育園の財産の無償譲渡に関しまして議

会の議決を求めるものでございます。

最後に、予算案件が3件ございます。

議案第64号「令和元年度白石町一般会計補正予算（第2号）」、議案第65号「令和元年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第66号「令和元年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、以上につきましては各会計予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明させます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

次に、議案第49号から議案第53号までの決算の認定について説明を求めます。

○西山里美会計管理者

おはようございます。

平成30年度白石町各会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第5項の規定により概要を説明をいたします。

なお、決算書は、自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条の規定により、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書といたします。

まず、白石町一般会計歳入歳出決算であります。決算書の1ページをお開きください。

歳入のうち、主な項目について御説明いたします。

1 款町税の収入済額が21億5,353万3,963円。町税全体で前年度より4,045万5,590円の減額となっております。なお、年度中の不納欠損額は169万6,152円で、収入未済額が5,332万4,212円となっております。

2 ページをお開きください。

10 款の地方交付税は、収入済額49億9,317万6,000円で、前年度より1億8,356万7,000円の減額となっております。また、歳入全体の34%を占めております。

13 款使用料及び手数料でございますが、収入済額2億1,490万6,285円であります。収入未済額は保育料などとなっております。

15 款県支出金では、収入済額18億3,304万743円であり、昨年度より4,971万4,331円の減額となっております。

続きまして、3 ページをお願いします。

17 款寄附金では、収入済額3億4,689万5,256円となっております。そのうち、ふるさと寄附金は3億4,461万9,000円となり、前年度より4,624万5,121円の減額となっております。

20 款諸収入では、収入済額3億3,960万7,445円となっております。なお、収入未済額が548万2,696円となりますが、学校給食費等につきましては、年々減少をしており、滞納繰越分についても減少をしております。

21款町債では、収入済額14億1,130万円で、合併特例債の減額などによりまして、前年度より1億6,840万円の減額となっております。

歳入合計で、収入済額146億7,387万3,646円の決算となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳出の主な項目について説明をいたします。

2款総務費では、支出済額35億5,646万2,025円で、前年度より9,107万6,549円の増額となっており、道の駅整備事業に係る支出が主なものとなっております。

3款民生費では、支出済額36億1,857万4,857円で、前年度より2億173万9,938円の減額となっております。地域子育て支援事業や介護保険事業などに取り組んでおります。

6款農林水産業費では、支出済額19億6,689万3,033円で、歳出の13.8%を占めており、前年度より4億1,907万6,429円の増額となっております。なお、トレーニングファーム整備事業、漁港整備事業などに取り組んでおります。

続きまして、5ページをお願いします。

7款商工費では、支出済額1億2,856万4,708円となっており、前年度より1.3%の増額となっております。

8款土木費では、支出済額5億6,844万1円となっております。通学路整備事業、河川、橋梁等の維持管理などに取り組んでおります。

9款消防費では、支出済額5億16万5,031円となっており、前年度より8,508万6,491円の減額となっております。

10款教育費では、支出済額9億8,234万9,357円となっております。町内全小・中学校の空調設置工事費などが終了しておりまして、前年度より2億7,971万7,963円の減額となっております。

6ページをお開きください。

公債費を含めまして歳出合計が支出済額142億6,071万3,733円となっております。

歳入歳出差し引き額は、4億1,315万9,913円で、同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、153ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が4億1,315万9,913円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、継続費繰越額38万9,000円、繰越明許費繰越額が4,335万7,000円となり、これを差し引いた実質収支額は3億6,941万3,913円の決算額となっております。

次に、平成30年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

まず、歳入につきまして、1ページ、1款国民健康保険税では、収入済額7億7,011万2,635円で、歳入全体の22%となっております。不納欠損額が192万1,393円、収入未済額が8,481万9,331円の決算となっております。前年度より3,246万783円の増額となっております。

7款県支出金では、収入済額24億3,182万1,000円で、歳入全体の69.4%を占めております。

次に、2ページをお開きください。

10款繰入金は、収入済額が1億8,386万1,715円で、前年度より1億5,353万4,792円の減額となっております。

歳入合計として、収入済額35億260万5,622円となっており、前年度より7億9,874万7,051円の減額となっております。大幅な減額の理由といたしまして、平成30年度から県が財政運営の責任主体となって県単位での広域化となりまして、国庫支出金等がなくなったことによるものでございます。

次に、3ページの歳出でございますが、2款保険給付費では、支出済額22億9,972万52円で、歳出全体の67.6%を占めておりまして、前年度より2億2,113万219円の減額となっております。

3款国民健康保険事業納付金は、支出済額9億8,110万7,184円で、歳出全体の28.8%を占めております。

4ページをお開きください。

13款諸支出金は、支出済額8,737万5,710円で、歳出合計が支出済額34億302万8,806円となっており、前年度より7億8,572万18円の減額となり、歳入歳出ともに大きく減額をしております。

歳入歳出差し引き額は9,957万6,816円となりまして、同額を翌年度へ繰り越しております。

次に、23ページをお開きください。

実質収支に関する調書では、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は9,957万6,816円で、実質収支額も同額となっております。

次に、平成30年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

1ページ目をお願いします。

歳入の1款後期高齢者医療保険料は、収入済額が1億9,859万6,800円で、歳入全体の60%を占めております。また、収入未済額が5万6,300円となっております。

4款繰入金として、収入済額1億2,906万9,933円で、歳入合計が収入済額3億3,108万5,503円の決算となります。

次に、2ページをお開きください。

歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金では、支出済額3億3,024万6,848円で、歳入歳出差し引き額は83万8,655円の決算となり、同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、10ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が83万8,655円で、実質収支額も同額となっております。

次に、平成30年度白石町農業集落排水特別会計の歳入歳出決算額の説明をいたします。

まず、1ページ目の歳入では、2款使用料及び手数料は、収入済額4,588万3,806円で、前年度より688万5,345円の減額となっており、平成31年4月からの事業会計移行のため、3月末決算による減額でございます。

5 款繰入金では、収入済額 2 億 3,092 万 5,008 円で、歳入全体の 73.9% となっております。

2 ページをお開きください。

歳入合計が、収入済額 3 億 1,266 万 4,323 円の決算となっております。

次に 3 ページ、歳出でございますが、2 款施設管理費では、支出済額が 6,402 万 794 円となっております。

また、3 款施設整備費では、支出済額 3,559 万 8,870 円となり、下水道施設の機能強化事業に取り組んでおります。

4 款公債費では、支出済額 2 億 453 万 4,625 円で、歳出全体の 65.5% を占めております。

歳出合計は、支出済額 3 億 1,217 万 421 円となり、歳入歳出差し引き額が 49 万 3,902 円でございます。農業集落排水事業について、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同額を下水道事業会計へ引き継いでおります。

次に、13 ページをお開きください。

実質収支に関する調書では、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が 49 万 3,902 円となり、実質収支額も同額となっております。

次に、平成 30 年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

まず、1 ページの歳入では、1 款分担金及び負担金で、収入済額が 1,579 万 950 円となっております。

2 款使用料及び手数料では、収入済額が 3,320 万 4,730 円で、前年度より 76 万 3,210 円の減額となっております。

3 款国庫支出金では、収入済額 1 億 6,790 万円で、前年度より 4,460 万円の減額となっております。

8 款町債では、収入済額 1 億 9,780 万円で、前年度より 7,150 万円の減額となっております。

続きまして、2 ページをお開きください。

歳入合計で、収入済額 5 億 8,565 万 9,125 円の決算となっております。

次に、3 ページの歳出では、3 款公共下水道費で、支出済額 3 億 6,515 万 3,051 円で、前年度より 1 億 3,872 万 3,978 円の減額となっております。

次に、4 款公債費では、支出済額 1 億 4,867 万 3,100 円で、前年度より 1,489 万 9,661 円の増額となっております。

歳出合計は、支出済額 5 億 7,211 万 1,433 円となり、歳入歳出差し引き額が 1,354 万 7,692 円でございます。当会計につきましても、平成 31 年 4 月から地方公営企業法が適用されたことに伴い、同額を下水道事業会計へ引き継ぎをしております。

続きまして、14 ページの実質収支に関する調書では、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が 1,354 万 7,692 円となり、実質収支額も同額となっております。特定環境保全公共下水道特別会計につきましても、平成 31 年 4 月に特別会計から下水道事業企業会計へ移行するため、平成 31 年 3 月末の決算となっております。

なお、詳細につきましては、添付をいたしております各会計の決算事項別明細書、

決算説明報告書等のお目通しをお願いいたします。

次に、財産に関する調書を計上いたしておりまして、数字につきましては平成31年3月31日現在のものとなっております。3ページ以降につきましては、各種基金、出資金等を掲載いたしておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして各会計の決算概要説明を終了いたします。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

次に、議案第54号「平成30年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」説明を求めます。

○中村政文水道課長

おはようございます。

それでは、議案第54号「平成30年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定」につきまして説明いたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき剰余金の処分を受け、あわせて同法第30条第4項の規定により決算の認定を受けるものであります。

それでは、白石町水道事業会計決算書の1ページをお開きください。

決算報告書は、予算額に対して執行状況を明らかにするための実績計算表に当たり、消費税込みの金額で表示をいたしております。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出は、水道事業経営に伴って発生する収益とそれに対応するための費用及び減価償却費などの現金の支出を伴わない経費を含めたものです。

上段の収益的収入では、水道料金や手数料の営業収益が4億7,113万5,429円の決算額となりました。また、その下、営業外収益は、他会計補助金などで7,167万675円となり、水道事業収益総額では5億4,280万6,104円となり、前年度より5,912万3,791円の減収となっております。

一方、下段の収益的支出につきましては、人件費や修繕費、受水費、減価償却費などの営業費用が5億6,604万4,885円で、支払い利息等の営業外費用が1,018万5,499円となっております。また、特別損失は4,686万6,219円で、水道事業費総額6億2,309万6,603円となり、前年度と比較しますと4,295万9,993円の増額となりました。

次に、3ページの資本的収入につきましては、工事負担金と他会計補助金として、一般会計からの起債の償還元金の一部繰入金で3,321万2,000円となっております。

一方、下段の資本的支出は、建設改良費と企業債償還金で1億3,514万9,647円を執行しております。

なお、資本的収支において資本的収入が不足する額は1億193万7,647円となり、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額707万5,200円及び過年度分損益勘定留保資金9,486万2,447円で補填いたしております。

続きまして、4ページ以降は財務諸表を掲載いたしております。

5ページから6ページが損益計算書でありまして、消費税抜きの金額であり、1年

間の水道事業の経営成績をあらわすものであります。5ページの営業収益は欄中、4億3,633万801円、その下、営業費用は欄中下から2行目、5億4,112万2,889円となり、営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は右端下段、1億479万2,088円となっております。

次に、6ページ、営業外収益は欄中、7,103万1,186円で、営業外費用は1,021万150円であります。営業外収益から営業外費用を差し引き6,082万1,036円となりまして、5ページの右端下段、営業損失1億479万2,088円との差額は経常損失となりまして、右端の中段でございます、4,397万1,052円です。また、特別損失が4,339万4,647円でしたので、経常損失4,397万1,052円と特別損失4,339万4,647円を合わせまして、当年度純損失は、右下から4行目、8,736万5,699円となりました。

これにより、前年度繰越利益剰余金1億5,161万6,403円とその他未処分利益剰余金変動額2億8,044万8,695円を合わせた額から今回の当年度純損失8,736万5,699円を差し引きまして、当年度未処分利益剰余金を3億4,469万9,399円といたしております。

7ページにつきましては、平成30年度中の剰余金計算書でありまして、左端下段の当年度末自己資本金残高は20億8,506万1,623円で、資本剰余金の移動はございません。利益剰余金につきましては、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金の新たな積み立てはありませんが、未処分利益剰余金については、当年度純利益分8,736万5,699円が減少し、利益剰余金の合計が10億4,835万1,539円となりまして、資本合計は右端下段の31億3,341万3,162円となりました。

続きまして、8ページには平成30年度剰余金処分計算書（案）を記載しております。

地方公営企業法第32条第2項の規定では、剰余金の処分については条例の定めるところによるほか、または議会の議決を経て行わなければならないとされております。本町水道事業におきましては、剰余金の処分に関しては条例とはせず、議会の議決を経ることとしておりますが、当年度の剰余金の処分はございません。なお、翌年度繰越利益剰余金の額は3億4,469万9,399円といたしたいと考えております。

次に、9ページから11ページまでは貸借対照表であり、平成30年度末の平成31年3月31日における水道事業会計の財政状態を明らかにするものでございます。

9ページからの資産の部としまして、固定資産と、次の10ページ上段、流動資産を合わせまして、資産の合計は43億2,209万4,818円です。また、中段からの負債の部としまして、固定負債、流動負債、繰り延べ収益を合わせまして、負債合計は11億8,868万1,656円です。11ページの資本の部としまして、資本金及び剰余金を合わせまして、右端下段から2行目、資本合計が31億3,341万3,162円となりまして、その下、負債と資本の合計が43億2,209万4,818円であり、10ページの上段右端の資産合計と負債資本の合計は同額となります。

続きまして、12から13ページは、会計方針等の注記を記載しております。

また、14ページからは、事業報告書になっております。

15ページから16ページにつきましては、水道事業の概況として総括事項を記述しております。読み上げにつきましては省略をいたします。

17ページには、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項を記載しております。

次に、18ページにつきましては、30年度中に施工しました建設改良工事の概要を記載いたしております。なお、本年度工事費の欄の金額は税込みの金額となっております。

19ページは、30年度と29年度を比較した業務量を記載いたしております。主な事項としましては、平成30年度の給水人口は1万8,751人、給水戸数6,765戸で、配水量年間181万6,615立米に対し、有収水量は年間159万7,975立米となり、有収率は87.9%となりまして、前年度より0.6%の有収率の向上が図られました。

続きまして、20ページでございますが、事業収入に関する事項を記載しております。水道料金につきましては近年減少傾向にありまして、前年度と比較しまして、3.4%減の4億3,555万801円となりました。また、他会計補助金の欄では、高料金対策補助金や統合簡水補助金が前年度より64.3%減の2,297万8,000円となり、事業収入全体では、前年度と比較して10.3%減の5億736万1,987円となりました。

続いて、21ページは、事業費に関する事項を記載しております。職員給与費支払い利息、減価償却費、委託料及び受水費は、減少しましたが、資産減耗費やその他に含まれます特別損失は、旧水道施設の解体に伴い大幅に増加をし、事業費全体では、前年度と比較し7.9%増の5億9,472万7,686円となりました。

続きまして、22ページにつきましては、重要契約の要旨について記載しております。

23ページは、企業債及び一時借入金の概要を記載しております。30年度中に償還いたしました元金が3,963万4,447円でありまして、これにより起債残高は4億2,404万4,209円となっております。なお、一時借入金はございません。

続きまして、24ページ以降のその他の書類としまして、25ページには、資金の流れを見るためのキャッシュフローの計算書を記載いたしております。

26ページから31ページまでは、収益費用明細書を記載しております。

また、32ページにつきましては、固定資産明細書を記載いたしております。

最後に、33ページは、企業債明細書を記載しております。

以上、平成30年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての概要説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

ここで決算認定について監査委員からの審査報告を求めます。

○稲富健朗代表監査委員

おはようございます。

6月の議会で御賛同いただきまして、監査委員に就任しました稲富でございます。本日はよろしくお願いいたします。

まずもって、先日の大雨で被災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。そして一日も早い復旧を祈念いたしております。

それでは、ただいまより平成30年度の監査報告をいたします。

平成30年度の決算審査は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、7月22日から8月8日まで、溝上良夫監査委員と実施し、9月2日に町長へ審査意見書を提出し

ております。決算書及び関係諸帳簿、証拠書類を審査いたしました結果、決算計数は正確に処理されていることを確認いたしております。

ここでは決算審査実施しての講評を述べたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、不納欠損処分と滞納処分についてであります。

先ほど御報告がありましたように、平成30年度の町税の不納欠損額は87件、169万6,152円と、前年比164万2,590円減少しております。これは、地方税制に基づき適正な理由で不納欠損処分されたものではありませんが、金額の多少にかかわらず、納税者の不公平感を招きかねず、さらに納税意欲を低下させることにもつながりかねません。今後も地方税法に基づき、適正に執行され、事務手続にも十分留意していただきたい。

また、町税の徴収率は、平成20年度から上昇しております。平成30年度も若干増加しております。特に徴収が困難な滞納繰越分についても着実に収納されていることは、関係職員の努力のたまものと感謝しております。今後とも町税に限らず、債権の徴収に関しても、各課連携をして徴収体制の強化を図っていただきますよう希望します。

次に、事務処理についてであります。

この件につきまして、例月出納検査でも都度指摘をしておりますので、決算審査では重大な誤りはありませんでした。

ただし、次の点について改善を検討をしていただきたい。

予算編成及び執行についてであります。執行なしの項目が多数ございました。当然執行なしという場合もございますが、安易な予算計上につながらないように注意していただきたい。また、例年どおりの予算計上で、リースか購入かの検討がなされず、高いほうの金額を支払い続けていたケースもございます。この件に関しましては、指摘後すぐに改善がなされております。予算編成に当たりましては、従来どおりではなく、ほかの施設等を参考にして、低コスト、高効率につながるようお願いしたいと思います。

次に、時間外勤務、振り替え休日について報告いたします。

今政府による働き方改革が進められている中、時間外勤務及び振り替え休日の検証をいたしました。時間外勤務につきましては、昨年同様、課によって大きな差がございます。また、課内でも時期的なものは別といたしまして、係によって大きな差があるようでございます。また、振り替え休日につきましては、イベント担当部署や災害対応部署については取得が済んでいない状況でありました。今後は組織改革や人員確保、業務配分の見直しなど、検討をお願いしたいと思います。

続きまして、公共施設管理計画について報告します。

町内の各施設で修理等の経費が増加しております。担当部署においても、応急的修理が必要なのか、それとも根本的な修理か戸惑っている状況でございます。今後廃止等も含めて、適正な管理をお願いしたい。

続きまして、特別会計について報告いたします。

先ほど報告がありましたように、国民健康保険会計は9,957万6,816円の黒字決算となりましたが、保険給付金を抑えるためには、今後も引き続き住民健診の推進、その

後の指導など、啓発事業に努められますよう希望いたします。また、ほかの保険制度に比べ、国民健康保険は高齢者人口が多いため、医療費及び保険税の増加など多様な問題が発生いたしますが、被保険者の立場に立った事業に努力していただくようお願いいたします。

また、農業集落排水、公共下水道は、高齢者世帯等の増加などで接続率が伸び悩んでいる地区もあります。今後どのように推進するかが大きな課題となりますが、説明会欠席者のフォロー等を含めまして、地道な交渉が必要かと思われれます。

次に、平成30年度の水道事業会計についてであります。

平成30年度も老朽管の更新等がなされており、令和2年度より予定されている西部広域水道企業団との統合へ向けて遊休施設の処分がなされております。経営状況につきましては、先ほどの御説明のとおり、旧水道施設解体に伴う特別損失や資産減耗費の大幅な増加により8,736万5,699円の純損失となったことにより、未処分剰余金は3億4,469万9,399円と減少しましたが、正味運転資本は12億6,599万5,228円と良好であり、借入金の残高も年々減少しておりますので、財政の健全性は維持されているものと思われれます。ただ、今後も各種建設改良工事、受水費、施設の維持管理費、借入金の償還等、厳しい状況が続くと予想されますが、良質で安全な水の供給に努め、公営企業としての適正な利益を確保し、計画的な設備整備を進められるよう希望いたします。

最後になりますが、普通交付税は、合併による優遇措置が本年令和元年度で終了となります。基金の取り崩しや借入金等での対応となり、町財政を圧迫しております。特に交付税への依存度が高い本町とりましては難しい財政運営となることは必至であると認識しております。今後はさらに行財政運営の合理化に努め、職員一人一人のスキルアップと適材適所の人員配置により、町民の福祉増進と行政サービスの向上に努めていただきますようお願い申し上げます。平成30年度の監査報告とさせていただきます。

以上で終わります。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

10時36分 休憩

10時55分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次に、議案第55号から議案第66号までの内容説明を求めます。

○久原浩文税務課長

では、税務課所管であります議案第55号「白石町税条例の一部を改正する条例について」を御説明いたします。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、白石町税条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求める

ものでございます。今回の条例改正で主な内容につきましては、子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減、及び軽自動車税グリーン化特例の見直しであります。

それでは、議案書7ページをめくっていただき、新旧対照表をごらんください。

新旧対照表は11ページにわたっております。最初からページが飛びますけれども、まず新旧対照表の11の10ページをお開きください。

第24条は、子供の貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずるもので、今回の条例改正で個人町民税の非課税の範囲に単身児童扶養者を追加するものであります。

なお、この部分の施行期日は、令和3年1月1日となっております。

では、一番最初のページに戻っていただき、11の1ページをお開きください。

第36条につきましては、法律改正にあわせて、申告書の記載事項を簡素化する規定を追加するものであります。

なお、この部分の施行期日は、令和2年1月1日となっております。

同じページの第36条の3の2から11の2ページの第36条の3の3については、先ほど申した第24条の改正で、子供の貧困に対応するため、非課税措置として単身児童扶養者が追加されたことに伴い、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書記載事項にそれぞれに単身児童扶養者に該当する場合を追加及び引用する適用条項の改正を行うものであります。

なお、この部分の施行期日は、令和2年1月1日となっております。

続いて、11の3ページをお開きください。

第36条の4は、第36条の2の改正に伴う項番号の変更及び字句の改正を行うものであります。

この部分の施行期日は、令和2年1月1日となっております。

次に、11の4ページをお開きください。

上から5行目の附則第15条の2から11の5ページの附則第15条の6までは、軽自動車税の環境性能割についての改正であります。

10月1日の消費税引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合、環境性能割の税率を臨時的に1%軽減する特例規定の追加及び賦課徴収の特例規定の整備を行うものであります。

なお、この部分の施行期日は、令和元年10月1日となっております。

次、11の6ページをお開きください。

附則第16条から11の8ページの附則第16条の2までは、軽自動車税の重料の規定を整備し、現行のグリーン化特例に係る改正及び賦課徴収の特例規定の整備を行うものであります。特に、この6ページから8ページは、グリーン化特例の1段階目の改正で、現行のグリーン化特例の軽減率について2年延長され、平成31年4月1日から令和3年3月31日までに取得の軽自動車税について、現行の75%軽減、50%軽減、65%軽減が適用されます。

この部分の施行期日は、令和元年10月1日となっております。

次に、2段階目のグリーン化特例の改正は、11の10ページから11ページで、先ほどと同じ条項の附則第16条になります。

11ページをお開きください。

附則第16条の5項が新たに追加され、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得される軽自動車について、対象を電気自動車及び天然ガス軽自動車に限り適用され、75%軽減のみとなる改正でございます。

この部分の施行期日は、令和3年4月1日となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千布一夫住民課長

それでは、住民課所管の議案について御説明いたします。

まず、議案第56号「白石町印鑑条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、白石町印鑑条例を改正するものでございます。

今回の改正は、氏に変更があった者が希望により住民票等へ旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令等が改正されたものでございますが、印鑑登録証明書につきましても、旧氏の記載ができるよう、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきまして、議案書3枚目からの新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の3分の1ページをお願いします。

右側が現行条例、左側が改正案でございます。

第2条第1項の改正につきましては、「本町が備える住民基本台帳」とより適切な表現に改めたものでございます。

次に、登録印鑑の規制を規定している第5条第1項ですが、登録しようとする印鑑が氏名、氏、名、通称以外であらわしているものは登録しないこととしておりますが、これに旧氏を加えるものでございます。

3分の2ページをお願いいたします。次のページをお願いいたします。

印鑑の登録について規定をしている第6条ですが、第1項第3号におきまして、印鑑登録原票に記載する事項に旧氏を加えるものでございます。

また、第2項におきまして、これまでは印鑑登録原票は磁気テープとをもって調整することとしておりましたが、近年主流である磁気ディスクへ改めるものでございます。

次に、印鑑登録の抹消について規定をしている第12条ですが、印鑑登録者が転出や死亡、また氏名や名、名が変更になり、第5条の登録印鑑の規制に該当することとなった場合は印鑑登録を抹消しなければなりません。これに旧氏を加えるものでございます。

次のページ、3分の3ページをお願いします。

印鑑登録証明書について規定をしている第13条ですが、印鑑登録証明書に記載する事項に旧氏を加えるものでございます。

最後に、議案書2枚目の改め文をお願いいたします。

今回の条例改正の施行期日でございますが、一番下の附則をごらんください。この条例は、令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上で議案第56号の説明を終わります。

続きまして、議案第65号「令和元年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算書の1ページです。

今回の補正は既決予算の総額に歳入歳出それぞれ7,057万7,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ34億3,557万7,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

11款の繰越金でございますが、平成30年度の決算剰余金が9,957万6,816円となりましたが、当初予算で繰越金を2,900万円計上しておりましたので、差し引き7,057万7,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

13款の諸支出金でございます。平成30年度から国民健康保険の広域化が始まりましたが、保険給付に必要な費用は、保険給付費等交付金として、県が全額市町へ交付することになっております。今回平成30年度に第3交付を受けていた交付金の精算に伴いまして償還金が生じたので、3,519万8,000円を増額補正するものでございます。

最後に、14款の予備費でございますが、歳入の繰越金から歳出の償還金を差し引いた残額3,537万9,000円を今後の国民健康保険財政の運営予算として予備費へ増額補正をさせていただくものでございます。

以上で議案第65号の説明を終わります。

続きまして、議案第66号「令和元年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ103万5,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億3,843万5,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

4款の繰入金でございますが、平成30年度の国庫補助金の清算に伴いまして返還金が生じたので、その額を一般会計より繰り入れることとして13万6,000円を増額補正をお願いするものでございます。

次に、5款の繰越金でございますが、平成30年度の決算剰余金83万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、6款の諸収入でございますが、特定健康診査の実施に係る予算の不足分について、佐賀県後期高齢者医療広域連合から追加で交付を受けることとして6万1,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、平成30年度の出納整理期間中に収納された保険料を佐賀県後期高齢者医療広域連合へ納付する分として70万1,000円を増額補正するものでございます。

次に、3 款の保健事業費でございますが、歳入の諸収入の補正で御説明しましたが、特定健康診査の実施に係る事務費の不足分につきまして6万1,000円を増額補正をお願いするものでございます。

9 ページをお願いいたします。

次に、4 款の諸支出金でございますが、1 項の償還金及び還付加算金につきましては、平成30年度の国庫補助金の清算に伴いまして今回返還金が生じたので、13万6,000円を増額補正するものでございます。

また、2 項の繰出金につきましては、平成30年度の決算剰余金の精算に伴う一般会計への繰出金として13万7,000円を増額補正するものでございます。

以上で住民課所管の議案について御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本博樹保健福祉課長

保健福祉課所管の議案第57号から議案第63号までの7議案について御説明いたします。

まず、議案第57号「白石町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

改正理由といたしましては、国の災害弔慰金の支給等に関する法律の改正において、災害援護資金に係る償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大等について定められたこと、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正において、今まで施行令に規定されていた条文が法律に規定されたこと等に伴うものでございます。

新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表をお願いいたします。

右側が現行で左側が改正案でございます。

第15条は、災害援護資金の償還等に関する規定であります。現行の第15条第3項の条文におきまして、償還免除については、法第13条第1項によるものであり、同様に一時償還については令、施行令の略称ですけれども、令第8条、違約金については令第9条、償還金の支払い猶予については令第10条の規定で、令第11条は償還免除についての規定でございました。改正案ですが、償還金の支払い猶予については法第13条の規定によるものとされ、償還免除は法第14条第1項、報告等については法第16条の規定に、一時償還と違約金についてはそのまま令第8条と令第9条の規定によるものであり、令第12条は償還金の支払い猶予について規定されております。このように、法律及び施行令の改正に伴い、本条例の一部改正でございます。

次に、議案第58号「白石町保育園設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

平成27年度から指定管理保育園として運営しております白石町立福富保育園、白石町立福田保育園、白石町立有明わかば保育園の3園につきましては、本年度末をもつ

て指定管理委託期間の5箇年を経過いたします。この3園につきましては、白石町立指定管理保育園評価審査委員会におきまして、指定管理委託期間終了後の完全民営化に向けて保育内容等が適切になされているのかの評価審査を実施し、保育の状況、保護者への対応、経営状況等について良好する評価結果の報告を受け、令和2年4月1日から、福富保育園は社会福祉法人いとわ理事長平川賢紹に、福田保育園は社会福祉法人白石福社会理事長重藤憲晃に、有明わかば保育園は社会福祉法人明和会理事長大塚恭子に、それぞれ完全民営化と移行するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

これに伴いまして、白石町保育園設置条例に規定しております福富保育園、福田保育園、有明わかば保育園の名称及び位置等の文言、及び別表を削除するものでございます。

次に、議案第59号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

改正理由といたしまして、子ども・子育て支援法の改正に伴い、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表をお願いいたします。

内閣府令の題名が改正され、現行の第3条で引用しております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を、改正案、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に改めるものでございます。

次に、議案第60号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

改正理由といたしまして、子ども・子育て支援法の改正に伴い。法律に規定されている用語の整理が行われたため、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表をお願いします。

現行第1条、第3条、第5条第1項、第7条第1項におきまして、現行の支給認定子供を、改正案、教育・保育給付認定子供に、現行の支給認定保護者を、改正案、教育・保育給付認定保護者に改めるものでございます。

なお、議案第59号、議案第60号につきましては、本年10月から開始されます幼児教育・保育の無償化に関する子ども・子育て支援法等の改正に伴います本町条例の改正でございます。

次に、財産の無償譲渡についての3議案について御説明いたします。

議案第61号「財産の無償譲渡について」でございます。

白石町立福富保育園の完全民営化に当たり、譲渡財産として、建物、木造平家建て、延べ床面積1,264.01平方メートル、園の附帯設備及び備品を、譲渡の相手方として、杵島郡白石町大字福富3848番地1、社会福祉法人いとわ理事長平川賢紹に無償譲渡するもので、譲渡年月日は令和2年4月1日でございます。無償譲渡理由といたしまし

て、建築後31年が経過し、また増築部分が16年経過し、増築前については耐用年数を経過して老朽化しております。今後維持補修や、場合によっては建てかえが必要となり、建てかえや改修工事には補助事業を活用することができること、また無償譲渡とすることで法人の経営面での負担が軽減され、園舎の建てかえや保育業務の充実を行うことができ、保育サービスを通じて町民の子育て支援を図ることが期待されるためであります。以上のことから、建物、附帯設備及び備品一式を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第62号、同じく財産の無償譲渡でございます。

白石町立福田保育園の完全民営化に当たり、譲渡財産として、建物、鉄骨づくり平家建て、延べ床面積541.35平方メートル、園の附帯設備及び備品を、譲渡の相手方として、杵島郡白石町大字福田315番地1、社会福祉法人白石福社会理事長重藤憲晃に無償譲渡するもので、譲渡年月日は令和2年4月1日でございます。無償譲渡の理由といたしましては、建築後36年が経過し、先ほどの議案と同じになりますが、耐用年数を経過して老朽化をしております。今後維持補修や、場合によっては建てかえが必要となり、建てかえや改修工事には補助事業を活用することができること、また無償譲渡とすることで法人の経営面での負担が軽減され、園舎の建てかえや保育業務の充実を行うことができ、保育サービスを通じて町民の子育て支援を図ることが期待されるためであります。以上のことから、建物、附帯設備及び備品一式を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第63号、同じく「財産の無償譲渡について」でございます。

白石町立有明わかば保育園の完全民営化に当たり、譲渡財産として、建物、鉄骨づくり平家建て、延べ床面積557.40平方メートル、園の附帯設備及び備品を、譲渡の相手方として、多久市多久町7071番地95、社会福祉法人明和会理事長大塚恭子に無償譲渡するもので、譲渡年月日は令和2年4月1日でございます。無償譲渡の理由といたしましては、建築後40年が経過し、先ほどの議案と同じになりますが、耐用年数を経過して老朽化をいたしております。今後の維持補修や、場合によっては建てかえが必要となり、建てかえや改修工事には補助事業を活用することができること、また無償譲渡とすることで法人の経営面での負担が軽減され、園舎の建てかえや保育業務の充実を行うことができ、保育サービスを通じて町民の子育て支援を図ることが期待されるためでございます。以上のことから、建物、附帯設備及び備品一式を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小池武敏企画財政課長

企画財政課所管の議案第64号「令和元年度白石町一般会計補正予算（第2号）」につきまして御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既決の歳入歳出予算総額に3億2,226万4,000円を追加し、補正後の予算を149億123万3,000円とするものでございます。

なお、別紙主要事項内容説明書に記載をいたしている分につきましては、説明会で担当課長が説明をいたしますので、省略をさせていただきます。

次に、9ページをお願いいたします。

歳入の1款町税、1項の町民税の現年課税分が1,300万円増額補正をお願いしておりますが、これは当初調定が確定したことによるもので、主に給与所得の伸び及び退職所得によるものでございます。

2項の固定資産税、現年課税分2,020万円を追加補正をいたしておりますが、当初調定が確定したことによりまして、増額の理由といたしましては、新增築家屋の評価額確定による増、及び償却資産対象資産等の増によるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

18款寄附金でございますが、1節指定寄附金、学校指定寄附金20万円でございますが、これは建設業組合からの指定寄附でございます。いただきました寄附につきましては、町内中学校などの図書購入を予定をいたしております。

次に、14ページをお願いいたします。

20款繰越金でございますが、前年度繰越金2億6,941万3,000円を計上をいたしております。

次に、歳出でございますが、15ページをお願いいたします。

総務費を初め、各課におきまして給料、職員手当、共済費等の人件費の補正をいたしておりますが、これは、4月1日付の人事異動による補正と、部署によりましては、時間外勤務手当の附則及び共済組合負担率の改定がっておりますので、その分の補正を行っております。

続きまして、5目の財産管理費では、積立金といたしまして、平成30年度決算における歳計剰余の積み立てといたしまして1億3,470万7,000円を財政調整基金に積み立てを行うことといたしております。また、今後の施設の老朽化に対応いたすために、公共施設整備基金に1億円、それから公債費の償還財源といたしまして減債基金に4,881万1,000円を積み立てることといたしております。

25ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、3目の農業振興費の19節負担金補助及び交付金でございますが、野菜価格安定対策事業負担金といたしまして、キュウリの予約数量の増加などによりまして基金造成額が不足をいたしたため、490万2,000円を補正をいたしております。

29ページをお願いいたします。

8款土木費、4目橋梁維持費につきましては、橋梁長寿命化計画策定業務委託料の入札減に伴いまして、橋梁補修工事の設計業務及び工事費に予算を組み替えまして、補正をお願いするものでございます。

30ページをお願いいたします。

7目砂防費の急傾斜地崩壊防止事業負担金240万円につきましては、県営事業で取り組んでおります川津地区の急傾斜崩壊防止事業の本年度の事業費が確定をいたしましたので、増額補正をお願いするものでございます。

以上、補正予算書についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、報告第5号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」説明を求めます。

○小池武敏企画財政課長

それでは、私のほうから、報告第5号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」説明をいたします。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告をするものでございます。

1 ページをお願いいたします。

まず、健全化判断比率でございますが、真ん中のほうに表を記載をいたしております。

区分欄の平成30年度決算に基づきます比率が本町の数字でございまして、財政健全化基準が本町での判断の早期健全化基準となる数値、財政再生基準につきましては、その数字を越えた場合、財政再生団体となっております。実質赤字比率につきましては、本町は算定をされておられません。算定をした場合、黒字のためマイナスとなります。連結実質赤字比率につきましても同様でございます。実質公債費比率につきましては8.5%でございます。早期健全化の基準につきましては25%、財政再建の基準は35%となっております。ちなみに29年度では7.5%でございました。続きまして、将来負担比率につきましては17.1%となっております。早期健全化の基準につきましては35%でございまして、本町の29年度は15.8%でございました。両比率とも前年度から若干ふえておりますが、これは理由といたしまして、歳入における普通交付税の減と歳出におきます公債費の償還が増加をしてきておりますことが主な理由でございます。

次のページをお願いいたします。

公営企業会計に関する資金不足比率でございます。真ん中の表をごらんいただきたいと思っております。

各公営企業会計に係る資金不足比率です。表の中ほど(4)資金不足額についてでございますが、水道事業会計マイナス13億656万3,000円、農業集落排水特別会計マイナスの49万4,000円、特定環境保全公共下水道特別会計マイナス1,354万8,000円と、いずれも資金不足からいたしますとマイナスとなっております。つまりは、資金不足はなく、表の下の米印欄の一番上のほうに記載をいたしておりますとおり、資金不足につきましては算定をされないためバーで表示をいたしております。各公営企業会計とも黒字ということでございます。別紙で、去る8月22日に監査委員会に対し、算定の内容等についての御報告を申し上げましたところでございます。いずれも特に指摘すべき事項はないということで御意見をいただいております。

以上、報告を終わります。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、報告第6号「只江川スポーツパークに関する報告について」説明を求めます。

○木須英喜白石創生推進専門監

報告第6号「只江川スポーツパークに関する報告について」御説明をいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人に該当いたしますので御報告をいたします。

まず、運営状況について御報告いたします。

1枚お開きください。

平成30年7月1日から令和元年6月30日までの入場者数の状況をつけております。月ごとの利用状況となっております、ごらんください。

続きまして、定時株主総会資料の2ページをお願いいたします。

議案第1号「平成30年度の事業報告」でございますが、毎月の定例役員会や経営改善対策委員会を開催され、収益拡大のため集客への取り組み並びに顧客サービスの充実を図るための事業を実施しながら、経費の削減にも努められております。

12ページ、13ページ目をお願いいたします。

こちらは損益計算書でございます。13ページ目、一番下のほうに損益計算書における当期純損失が498万9,752円となっております。

16ページ目をお願いします。A3の縦になっている資料でございます。

平成30年度管理運営収支決算書、キャッシュフローでございますが、これについて御説明をいたします。

収入の部の欄外上のほうに1万947人とありますが、これは、前年29年度の利用者数でございます。その横に1万1,985人とありますが平成30年度の利用者数でございます。前年度より1,038人の増となっております。前年度と比較して増となった理由といたしましては、ケーブルワン40周年、むつごろうカントリー30周年記念コンペの開催、新たな一般コンペの開拓、定例コンペの増員など、集客力のアップが主な要因と思われまます。収入の部が事業収入で4,529万1,466円、前年度の決算より439万7,078円の増、事業外収入でも697万7,100円、前年度の決算より788万6,025円の減となっております。これについては、前年度浮き棧橋の修繕に係る借入金800万円があったためでございます。収入合計で5,223万8,566円でございます。

支出の部では、支出合計4,771万9,733円、前年度の決算より1,725万7,428円の減となっております。主なものとしましては、事業費用の項目で給与手当が436万1,253円の減となっておりますが、これについては、1名分の退職が主な要因でございます。コース整備費において1,322万7,187円の減となっておりますが、これは、先ほども申しました前年度の浮き棧橋の修繕が主な要因でございます。

その下の収支差額、1引く2でございますが、収入合計から支出合計を差し引いた

額は451万8,833円のプラスとなっております。

このように、平成30年度も厳しい経営状況ではございましたが、去る8月29日に開催された定時株主総会において、平成30年度の決算及び令和元年度の事業計画が承認されたところでございます。

今後の展望について申し上げます。

懸案事項といたしましては、下流部の浮き栈橋の改修、乗用カートの計画的更新、今後ふえるであろう施設改修に係る負担増、ゴルフ人口の減少など、むつごろうカントリークラブにおいても今後も厳しい経営状況が続くことには変わりはありません。グリーンやフェアウエーのコース整備はもちろんのこと、プレーヤーの安全管理と快適なプレーができるよう心がけ、社員も一層努力されていかれるものと考えております。

集客対策といたしましては、各種の割引や優待サービス等を行い、各種コンペの計画や若い世代への呼びかけ、また乗用カートの更新等も計画いたしながら、町内外からの集客を一層図っていくこととされております。平成28年にオープンしました白石パークゴルフ場については、地域のスポーツ行事の場として、ニュースポーツの振興とあわせて一体的にPRをしていただくよう期待しているところでございます。

利用者も順調に推移し、29年度2,870人から、30年度3,619人と増加普及している状況でございます。今年度も只江川スポーツパークの目的である町民の健康増進と地域活性化に寄与するとともに、施設の有効活用を図り、ゴルフ場の価値観を高めていけるよう頑張っていたきたいと思うところでございます。

以上、報告第6号についての説明を終わります。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、報告第7号「債権の放棄について」報告を求めます。

○中村政文水道課長

報告第7号「債権の放棄について」、その概要を説明いたします。

白石町債権の管理に関する条例第17条第1項の規定により、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により、これを報告いたします。

債権の名称は水道料金です。対象件数につきましては119件で、月分ということになります。対象人数は6人、金額といたしまして20万3,399円です。放棄の理由としては、1人42件について、生活保護の規定による保護を受けており、資力の回復が困難で、履行の見込みがないことによる放棄で、8万6,480円です。

次に、1人46件について、破産法による自己破産により、債権について徴収できる見込みがないことによる放棄で、6万8,584円です。

次に、4人31件について、うち1人1件が債務者死亡であり、ほか3人30件が行方不明による放棄で、合わせまして31件4万8,335円になります。

以上、合計しまして、対象人数6人の119件、債権放棄合計額20万3,399円です。

以上で報告を終わります。

日程第 7

○片渕栄二郎議長

日程第 7、報告第 8 号「平成30年度白石町一般会計継続費の精算報告について」説明を求めます。

○吉村大樹産業創生課長

それでは、報告第 8 号「平成30年度白石町一般会計継続費の精算報告について」御説明申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第145条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。

次のページをお開きください。

継続費につきましては、事業名、道の駅施設整備事業について、平成29年度から平成30年度の 2 箇年にわたり、道の駅しろいしの建築に係る経費の委託料と工事請負費に対し設定をさせていただいたところでございます。実際の予算の支出実績については、平成30年度にというふうになっております。

表中全体計画をごらんください。

全体計画の年割り額のところでございますが、年割り額としては 9 億 2,490 万円を設定しておりました。財源内訳としましては、県費で 1 億 2,393 万 2,000 円、地方債、これは合併特例債でございますが 7 億 5,682 万 8,000 円、その他、これはふるさと基金でございます 3,556 万 5,000 円と一般財源で 967 万 5,000 円で計画をしていたところでございます。

次に、表中実績のところをごらんください。

実績の支出済額でございますが、建築工事の監理業務の委託等の 3 件の委託業務の発注と、道の駅地域振興等及び 24 時間トイレの建築工事の発注によりまして 7 億 3 万 2,000 円の実績というふうになっております。財源内訳としましては、県費が 9,128 万 4,000 円、合併特例債では 5 億 7,041 万 7,000 円、ふるさと基金として 2,847 万 4,000 円、一般財源が 985 万 7,000 円となっておりますところでございます。

その結果、表中比較の欄でございますが、年割り額と支出済額の差のところでございます、2 億 2,486 万 8,000 円の残額というふうになっております。この残額の主な理由としましては、委託料及び工事請負費ともに、入札の結果による残額ということで思っているところでございます。

以上、平成30年度白石町一般会計継続費の精算について報告いたします。

以上です。

日程第 8

○片渕栄二郎議長

日程第 8、報告第 9 号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業既設構造物撤去工事請負契約の変更について」報告を求めます。

○笠原政浩農村整備課長

報告第9号「専決処分の報告について」でございます。

町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3項の規定によりまして、住ノ江漁港水産生産基盤整備事業既設構造物撤去工事請負契約の変更について専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりましてこれを報告いたします。

次のページの専決処分書をごらんください。

契約の目的は、住ノ江漁港水産生産基盤整備事業既設構造物撤去工事請負契約の変更でございます。契約の金額は、変更前、消費税込みで1億5,876万円、変更後は1億6,057万80円、差し引き181万80円の増額変更でございます。

変更の主な理由といたしまして、はりの撤去につきまして、効率的で短期間での施工が可能な工法へ変更による増額、また漁船の往来が多い海上作業の安全面を考慮し、安全監視船の配置の追加による増額、浚渫につきましては、作業船が進入するために必要な範囲で全体の作業が可能であったため、減額といたしております。また、基礎コンクリート杭の撤去につきましては、上杭、下杭同時に引き抜くことといたしておりましたが、上杭のみの撤去をすることに変更する減額、なお下杭を残すことにより、六角川あるいは本体工事への影響はないことを確認いたしております。これらの内容によりまして、総額181万80円の増額の変更をいたしております。

以上、報告を終わります。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすから一般質問です、よろしく申し上げます。

本日はこれにて散会します。

11時54分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年9月9日

白石町議会議長 片 漕 栄二郎

署 名 議 員 前 田 弘次郎

署 名 議 員 溝 口 誠

事 務 局 長 小 柳 八 束